

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年12月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2400362 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2400014 号

第1 結論

平成元年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月

請求期間について、国民年金保険料の納付記録がないが、平成元年4月にA町（現在は、B市）の町役場で加入手続をし、その場で国民年金保険料を納付したことは間違いないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年4月にA町役場で加入手続をし、その場で国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記録処理は、平成13年4月24日に行われていることが確認できる上、B市から提出された請求者に係る「国民年金台帳」により、請求期間に係る届出日は同年4月5日とされ、平成元年4月7日まで遡って被保険者資格を取得した記録となっていることが確認できる。

また、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「国民年金記号番号」という。）が新規に付番される払出事務が行われ、当該番号が記載された年金手帳が交付され、被保険者資格を取得するものとされているが、請求者は加入手続時に年金手帳を受け取っていない旨回答している上、請求者が現在所持している年金手帳には、厚生年金保険の記号番号は記載されているが、国民年金記号番号は記載されていないことが確認できる。

さらに、社会保険オンラインシステムにおいて、氏名検索を行ったものの、請求者に対し国民年金記号番号が払い出された記録は確認できない上、国民年金被保険者台帳管理簿において、請求期間及びその前後の期間にA町で払い出された国民年金記号番号を確認したが請求者の

氏名はない。

以上のことから判断すると、請求期間当時、請求者は国民年金に加入しておらず、請求期間は国民年金の未加入期間であるため、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2400364 号

厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2400015 号

第1 結論

昭和 38 年 10 月から昭和 39 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 6 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 3 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 38 年 10 月から昭和 39 年 9 月まで

請求期間については、当時の A 市(現在は、B 市)に住んでおり夫(訂正請求記録の対象者)が営んでいた委託売店の売上から夫婦二人分の国民年金保険料を差し引かることにより納付をしていたにもかかわらず未納があることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間の国民年金保険料の納付について、訂正請求記録の対象者が当時営んでいた委託売店の売上の一定割合が歩合で支払われる際、夫婦二人分の国民年金保険料も差し引かれた額が振り込まれていたと思うとしているものの、委託売店を管理している事務所に出入りしていたとする訂正請求記録の対象者は亡くなってしまっており、請求者自身は納付に関与しておらず、具体的な納付状況について確認することができない。

また、訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者台帳には、請求期間の欄に「時効消滅」の記載が確認されるところ、請求者の国民年金被保険者台帳にも同様の記載が確認でき、オンライン記録において、請求者についても請求期間に係る納付記録は未納である。

さらに、B 市は、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の記録及び国民年金保険料の納付を確認できる資料について保存していない旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。